

温泉法に基づく温泉掘削等許可について
(大阪府環境審議会温泉部会報告書)

大阪府環境審議会温泉部会長

平成28年8月9日に温泉部会を開催し、知事から諮問のあった温泉法第32条に定める事項について審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第5項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

平成28年度第1回大阪府環境審議会温泉部会
(平成28年8月9日 場所：ホテルプリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
温泉掘削	東大阪市長堂三丁目 76番2号	株式会社春成	本申請については、600メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

計1件